大山町公共施設等総合管理計画



平成29年3月鳥取県大山町

目 次

第	1:	章	公共施	設等網	曾合给	理計	一画領	定(の背	景と	目	的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2
	1.	. 背	景と目	的																					
	2.	. 対	象資産	の範囲	Ē																				
	3.	. 計	画の期	間																					
第	2:	章	大山町	の現れ	է ታ														•	•			-		. 3
	1.	. 人	ロの現	状と≤	後の	推移	,																		
	2.	. 財	政状況																						
第	3:	章	公共施	設の理	親状と	今後	のす	巨新	費用:	惟移															. 9
	1.	公	共建築	物																					
	2.	. 1	ンフラ	資産																					
		-	共施設																						
			77,047																						
第	4:	章	人口推	移と料	採金	担コ	ス l																		16
			共建築			,																			
			ンフラ																						
		•		<i></i>																					
第	5	章	公共施	設マオ	ヘジメ	ント	・に艮	目す。	る基:	本的	な	方包	針												17
			組体制		•			•	_				•												
		•	共施設	マネミ	シメン	トの	宝성	市方領	<u>}</u> +																
			同の推			. •,	J~#I	د د د د	-1																
			方公会		きへの	取組	l																		
		_	オロー		_		_																		
	J .	.)	7 u —	ノフィ	′ い天	:ルピノコ	亚																		

第1章 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

1. 背景と目的

国において平成25年11月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」の中に、管理・所有するインフラについて、財政状況等を総合的に勘案し、各々の団体が置かれた実情に応じて、維持管理・更新等を総合的かつ計画的に行うことが地方公共団体の役割として示されています。また、平成26年4月には、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進等を定めた「公共施設等総合管理計画」策定の要請がありました。

本町においては、厳しい財政状況が続く中、また、人口減少や少子高齢化が進行する中で、必要な行政サービスが提供できるよう、行財政運営においても不断の見直しを行いながら、持続可能な財政基盤の確立による自主性や自立性の高い行財政運営の実現に取り組んでいます。

本町は平成17年3月に合併し、旧町が所有していた公共施設等をほぼそのまま引き継ぎました。合併後は、保育所の統廃合や学校施設の耐震化等の必要な改修・更新を行ってきました。しかしながら、まだ多くの公共施設等を所有している現状にあり、今後はこれらの施設の更新や改修の時期を迎え、多額の財政需要が見込まれる状況にあります。今後、人口減少・少子高齢化が進む等、社会構造や住民ニーズは施設の建設当時とは大きく変化し、公共サービスのあり方を改めて見直す必要性が迫られています。

財政面での町税収入の伸び悩み、高齢化社会による扶助費等の義務的経費の増大などによる財政状況の変化が見込まれる中、公共施設等の維持更新経費をいかにして適正な水準に抑えていくかが喫緊の課題であるといえます。町有施設の長寿命化や維持管理の効率化による経費の縮減、財産の売却や有効活用による歳入の確保等、これらをきちんと統括し運用していく仕組みづくりも必要となります。

このため、将来にわたって住民への公共施設での行政サービスを真に効果的に提供できる 手法として、経営的な視点も取り入れながら総合的な管理運用を推進します。

現状の公共施設等の実態を適切に把握し、将来生じるであろう改修や更新に係る経費を予測し、次世代に引き継ぐことができる公共施設等のあり方など運営方針を示していくことが、この計画の目的です。

2. 対象資産の範囲

本町の所有する全ての資産のうち、公共建築物及びインフラ資産、公共施設が立地する土地を対象とします。

3. 計画の期間

この計画には、公共施設等の寿命を考慮した、中長期的な視点が不可欠です。バブル期等に整備された公共建築物の更新時期やインフラ資産の改修時期も考慮し、平成28年度から 平成57年度の30年間を対象期間とします。

なお、計画については、適宜見直しを行うこととします。

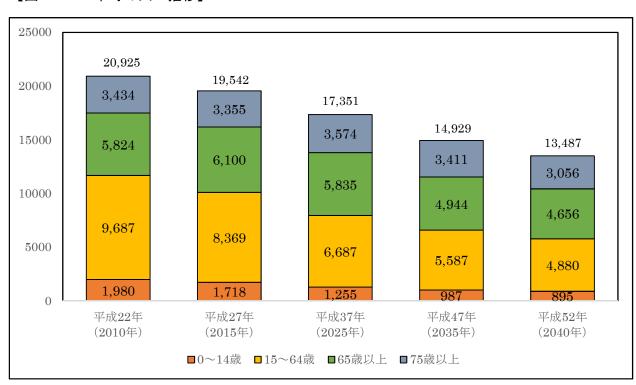
第2章 大山町の現状

1. 人口の現状と今後の推移

本町の平成28年3月31日現在の人口は、16,889人(男8,096人、女8,793人)で、世帯数は5,728世帯となっています。

本町の人口は、年々減少に転じており、平成52年には約13,500人まで減少することが予想されます。また、人口構成は、15歳から64歳の生産年齢人口が減少する一方、少子高齢化が現在よりもさらに進行することが見込まれます。

今後の人口やその構成の変化を考慮しながら、将来の実情に見合った施設のあり方を精査 する必要があります。



【図 2-1-1 本町の人口推移】

出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月推計)

2. 財政状況

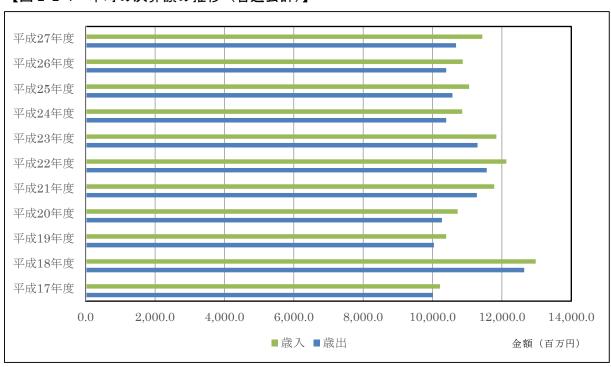
本町の財政状況は、歳入において低迷する経済情勢や人口減少、少子高齢化の進行、普通 交付税の合併算定替の終了、町税収入の伸び悩みにより、今後の増加が期待できない状況で す。

このような中、歳出においては、行財政改革を進め定員適正化等による人件費の削減や、 事務事業の見直し、公債費の抑制等に取り組んではいるものの、少子高齢化に伴う扶助費等 の義務的経費や公共施設等の維持管理費用等が増加していくことが予測されます。

(1)決算規模

本町の普通会計の決算額は、平成19年度には情報通信基盤整備事業や名和小学校統合校舎建設事業等の大型事業を実施し、歳出で126億4,300万円となりました。また、平成21年度から平成23年度にかけては、地域活性化・生活対策臨時交付金・経済対策臨時交付金等の国の交付金を活用した事業を実施し、決算額に影響を与えました。

近年は、大型事業の見直しや計画的な事業の実施等により、歳出で104億円前後の決算額で推移しています。



【図 2-2-1 本町の決算額の推移 (普通会計)】

(単位:百万円)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
歳	λ	10,216.3	12,972.5	10,390.0	10,721.1	11,770.6	12,121.5	11,836.7	10,852.8	11,056.5	10,866.7	11,432.8
歳と	±	10,000.4	12,643.7	10,038.3	10,267.5	11,277.7	11,563.9	11,297.5	10,394.4	10,572.2	10,392.8	10,675.5

(2) 町税収入の状況

町税は、平成20年度の16億2,900万円をピークに、その後は15億円前後で推移しています。

平成19・20年度は「国の三位一体の改革」による税源移譲や定率減税の廃止等により、 町民税が増収となりましたが、平成20年秋のリーマンショックの影響等により、平成20 年度以降は、町税全体では減少傾向にあります。

今後も経済情勢の動向が不透明なことや、将来の推計人口を考慮すると、主な納税層である生産年齢人口は減少が見込まれており、町税の大幅な増収は期待できない状況にあります。

1800 1400 1200 1000 800 600 400 200 H17年度 H18年度 H19年度 H20年度 H21年度 H22年度 H23年度 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度
■個人町民税 ■法人町民税 ■固定資産税 ■軽自動車税 ■その他

【図 2-2-2 町税収入の推移】

(単位:百万円)

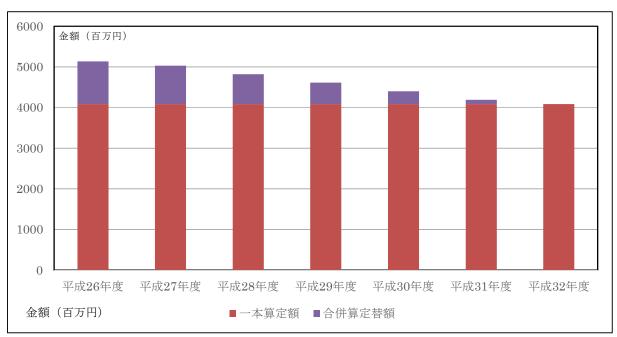
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
個人町民税	379.6	406.4	535.4	533.3	510.6	469.4	459.5	496.5	504.9	499.5	521.3
法人町民税	157.3	119.3	90.4	120.4	78.3	92.2	92.2	63.4	99.6	98.3	113.8
固定資産税	826.8	782.6	825.7	856.8	820.3	822.2	823.4	773.2	772.6	772.3	748.9
軽自動車税	48.7	50.3	51.3	51.3	51.7	52.2	52.8	53.0	53.6	54.1	54.2
その他	78.4	76.9	74.6	67.6	62.8	61.6	72.0	71.5	78.4	63.1	63.9
合計	1,490.8	1,435.5	1,577.4	1,629.4	1,523.7	1,497.6	1,499.9	1,457.6	1,509.1	1,487.3	1,502.1

※その他に含まれる税目は、市町村たばこ税及び入湯税。

(3)普通交付税の状況

普通交付税は、平成26年度までは合併算定替による特例措置を受けていましたが、合併から10年が経過し、平成27年度から段階的に縮減され、平成32年度には措置が終了します。

この交付税に大きく依存している本町にとってこの縮減が与える財政運営への影響は大き く、厳しくなる財政状況を見据えた対応が必要となります。



【図 2-2-3 交付税合併算定替の推移と見通し】

■ H 2 6年度をベースとして、合併算定替額に対し、H 2 7年度9割、H 2 8年度7割、H 2 9年度5割、H 3 0年度3割、H 3 1年度1割の交付で積算。

(単位:百万円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
一本算定額	4,085.5	4,085.5	4,085.5	4,085.5	4,085.5	4,085.5	4,085.5
合併算定替額	1,052.7	947.4	736.9	526.3	315.8	105.2	0.0
合計	5,138.2	5,032.9	4,822.4	4,611.8	4,401.3	4,190.7	4,085.5

(4) 扶助費の状況

少子高齢化の進行等により、特に扶助費は年々増加傾向をたどり、平成27年度には歳出全体(普通会計)に占める割合は8.0%となっており、合併時の平成17年度の4.0%と比較し、4.0ポイントの増加となっています。今後も扶助費の増加が見込まれます。

1000 800 600 400 200 0 H17年度H18年度H19年度H20年度H21年度H22年度H23年度H24年度H25年度H26年度H27年度 ■補助事業 ■単独事業

【図 2-2-4 義務的経費のうち扶助費の状況 (普通会計)】

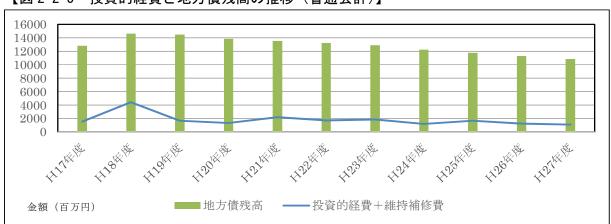
(単位:百万円)

											(+ H : H)	311/
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	補助事業	276.1	268.9	333.2	366.1	402.2	571.1	585.4	600.8	612.7	689.7	685.0
	単独事業	126.9	145.2	141.1	115.7	111.8	126.9	171.0	173.9	170.0	173.0	171.5
I	合計	403.0	414.1	474.3	481.8	514.0	698.0	756.4	774.7	782.7	862.7	856.5

(5) 投資的経費と地方債残高の状況

投資的経費(修繕補償費含む)は、平成18年度は大型建設事業の実施により増加したものの、直近5カ年は11~18億円程度で推移しています。

地方債残高は、事業精査による地方債の新規発行の抑制等により縮減が図られています。



【図 2-2-5 投資的経費と地方債残高の推移(普通会計)】

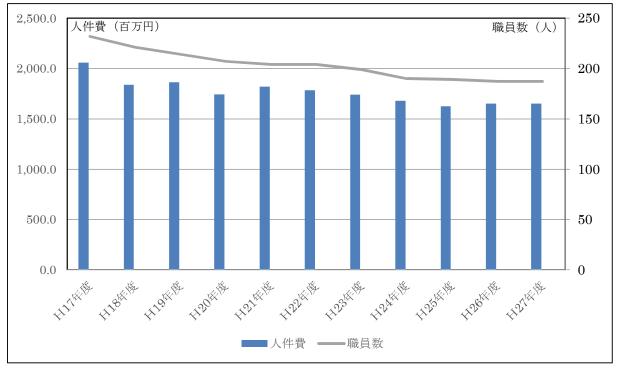
(単位:百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
投資的経費	1,434.9	4,406.2	1,622.4	1,292.1	2,153.2	1,652.1	1,818.1	1,139.7	1,546.2	1,126.4	1,119.3
維持補修費	109.7	59.8	66.6	61.5	63.5	62.3	79.7	87.5	158.7	124.8	142.7
地方債残高	12,814.4	14,624.0	14,508.9	13,856.9	13,537.6	13,264.1	12,938.7	12,273.8	11,777.3	11,275.1	10,879.1

(6) 人件費と職員数の状況

本町の普通会計での職員数は、定員適正化計画に基づき減少で推移しています。 人件費は、職員数削減や給与の見直し等により縮減となっています。

【図 2-2-6 職員数と人件費の推移 (普通会計)】



単位:人件費(百万円)、職員数(人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人件費	2,059.8	1,838.1	1,866.3	1,745.2	1,819.3	1,784.1	1,740.6	1,681.1	1,627.5	1,651.2	1,652.9
職員数	232	221	214	207	204	204	199	190	189	187	187

第3章 公共施設の現状と今後の更新費用推移

1. 公共建築物

本町の公共建築物は、小・中学校等の学校教育系施設をはじめ、図書館・体育館等のように広く町民が利用する施設、庁舎・消防施設等のように行政サービスを提供するための施設等、さまざまな施設があります。

この計画では、本町が所有する施設のうち、平成26年度から平成27年度にかけて整備 した固定資産台帳を基準として対象施設を抽出し、その分類は表3-1-1のとおりとします。

平成 2 7 年度末における本町が所有する延床面積の合計は 176,808 ㎡で、町民一人当たりの延床面積は 10.47 ㎡、全国平均の 3.22 ㎡ と比較すると約 3.25 倍となり、全国平均と比べると高い状況となっています。

公共建築物の延床面積を建築用途別に見てみると、学校教育系施設の延床面積が最も多く、 公共建築物全体の 26.3%、続いて社会福祉系施設が 21.3%、生涯学習系施設が 13.4%とい う状況です。

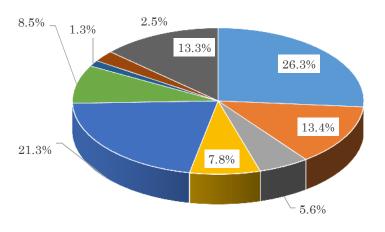
また、建築年度別に見てみると昭和40年代半ばから建築した公共建築物が急激に増加しているという状況です。

【表 3-1-1 施設の分類 (平成28年3月31日末現在)】

- A	分	類	<u> </u>						
区分	大分類	小分類	主な施設等 ※()内は施設数						
	学校教育系施設	小・中学校	小学校(4)、中学校(3)						
	子 仅	その他教育施設	学校給食センター(2)						
		文化系施設	公民館(3)、集会所(27)						
		社会教育系施設	図書館(1)						
	生涯学習系施設	→ -1° 511 =	体育館(8)、町民プール(1)、武道場(1)						
		スポーツ・レクリエー ション系施設	野球場(3)、陸上競技場(1)、テニスコート(1)						
		7 4 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	多目的グラウンド(7)						
			道の駅(1)、農産物加工処理施設(1)、直売所(1)						
	産業振興系施設	産業系施設	観光施設(3)						
公									
K	行政系施設	庁舎等	本庁・支所(3)、						
共		消防施設	消防団車庫・屯所(9)、水防倉庫(1)						
建		その他行政系施設	公用車庫(4)、除雪車庫(2)						
		子育て支援施設	保育所(5)、ふれあい会館(1)						
築	社会福祉系施設	保健•福祉施設	保健福祉センター(2)、児童館(2)、隣保館(3)						
物	在女 届 证 水 池 欧	不足 福祉池区	老人憩の家(2)、老人福祉センター(1)						
		医療施設	診療所(3)						
	公営住宅	公営住宅	町営住宅(10)、特定公共賃貸住宅(3)						
		A B E C	若者向け住宅(1)						
		公園	公園(4)						
	基盤施設	ごみ処理施設	ごみ処理施設(2)						
	坐 血池以	駐車場・駐輪場	駐車場(1)、駐輪場(5)						
		その他施設	駅関連施設(5)						
	供給処理施設	上水道施設	供給施設(37)						
	八中日人二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	下水道施設	処理施設(21)						
	その他施設	その他施設	その他施設(36)						

① 公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果(平成24年3月総務省)

【図 3-1-1 建物延床面積の構成】



■ 学校教育系施設

■基盤施設

- 生涯学習系施設
- ■産業振興系施設

- 行政系施設
- 社会福祉系施設■ 供給処理施設
- 公営住宅その他施設

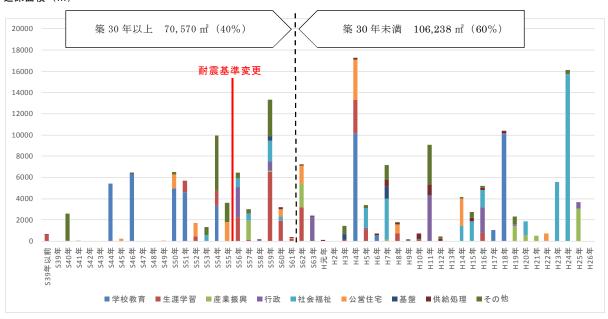
分類	面積(m)	割合(%)
学校教育系施設	46,506	26.3
生涯学習系施設	23,745	13.4
産業振興系施設	9,920	5.6
行政系施設	13,789	7.8
社会福祉系施設	37,714	21.3
公営住宅	14,967	8.5
基盤施設	2,353	1.3
供給処理施設	4,353	2.5
その他施設	23,461	13.3
合計	176,808	100.0

【表 3-1-2 建物延床面積の内訳】

	分類	延べ床面積
大分類	小分類	(m²)
学坛	小-中学校	44,916
学校教育系施設	その他教育施設	1,590
	文化系施設	10,004
生涯学習系施設	社会教育系施設	1,511
	スポーツ・レクリエーション系施設	12,231
産業振興系施設	産業系施設	9,920
	庁舎等	11,835
行政系施設	消防施設	894
	その他行政系施設	1,060
	子育て支援施設	23,546
社会福祉系施設	保健・福祉施設	10,967
	医療施設	3,200
公営住宅	公営住宅	14,967
	公園	168
≠₩₩₽₽	ごみ処理施設	1,598
基盤施設	駐車場·駐輪場	234
	その他施設	353
# 45 m 理 to 10	上水道施設	556
供給処理施設 	下水道施設	3,797
その他施設	その他施設	23,461
	合計	176,808

【図 3-1-2 年度別整備延床面積】

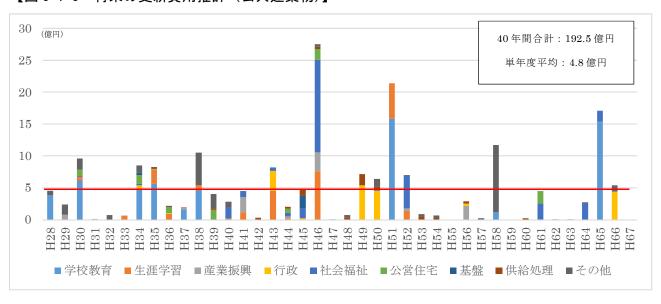
延床面積 (m³)



本町が現在所有している公共建築物の老朽化が進む中で、これまで小中学校については、耐震補強に伴い大規模改修等を行うなど長寿命化を図っていますが、この先では建替えが必要になってきます。学校以外の建物についても、老朽化が進んでおり、この先 40 年間の間には耐用年数に至る建物が多くなります。これらの建物について、耐用年数経過後に同程度の施設規模で更新を行うものとして費用を推計すると、40 年間で 192.5 億円、単年度平均で 4.8 億円になります。

また、平成 46 年度と平成 51 年度は単年度で 20 億円を超える推計となることから、費用等の縮減や平準化などの対策が必要となります。

【図 3-1-3 将来の更新費用推計(公共建築物)】

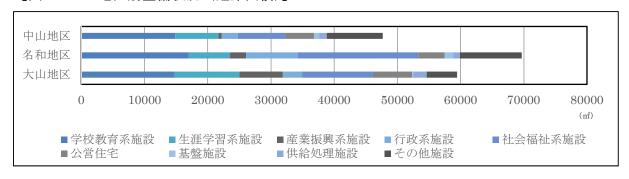


【表 3-1-3 公共建築物の直近 5 ヵ年度の投資的経費 (億円)】

	投資的経費
平成 23 年度	0. 18
平成 24 年度	0. 63
平成 25 年度	0. 95
平成 26 年度	2. 50
平成 27 年度	1. 16
合計	5. 42
単年度平均	1. 08

地区別の整備状況を見てみると、名和地区の延床面積が 69,668 ㎡で全体の約 39%、大山地区が 59,432 ㎡で約 34%、中山地区が 47,708 ㎡で約 27%を占めている状況となっています。人口割合にもよりますが、今後は合併前の行政区域にこだわらず、相互に関連する公共施設等の立地環境も考慮した適切な配置を行っていく必要があります。

【図 3-1-4 地区別整備状況 (延床面積)】



(単位: m²)

	学校教育系施設	生涯学習系施設	産業振興系施設	行政系施設	社会福祉系施設
中山地区	14, 798	6, 935	492	2, 524	7, 515
名和地区	16, 995	6, 535	2, 529	8, 213	19, 021
大山地区	14, 712	10, 275	6, 900	3, 052	11, 178
合計	46, 506	23, 745	9, 920	13, 789	37, 714

	公営住宅	基盤施設	供給処理施設	その他施設	合計
中山地区	4, 562	792	1, 217	8, 875	47, 708
名和地区	4, 169	1, 394	1, 039	9, 772	69, 668
大山地区	6, 236	168	2, 097	4, 814	59, 432
合計	14, 967	2, 353	4, 353	23, 461	176, 808

2. インフラ資産

インフラ資産とは「道路」や「上下水道」等、生活や産業の基盤となる公共施設であり、住 民の生活や地域の経済活動を支えるために必要不可欠な資産です。

本町が現在所有しているインフラ資産は表 3-2-1 に記載するものとなります。

【表 3-2-1 主なインフラ資産の所有量(平成28年3月時点)】

インフラ資産	総延長(m)	総面積(㎡)
道路(町道)	375, 055	1, 872, 257
橋梁	2, 195	10, 579
上水道	207, 178	_
下水道	228, 000	_

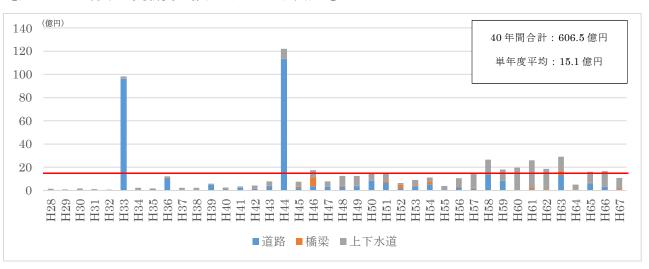
本町のインフラ資産のうち、道路・橋梁などの構造物の中には、建築後 40 年以上経過しているものもあり、今後急速に老朽化していくことが懸念されます。

また、現在の保有資産を耐用年数経過後に同程度の構造等規模で更新を行うものとして費用を推計すると、今後 40 年間でかかる更新費用総額と単年度平均の必要更新費用は表 3-2-2 に記載するものとなります。

【表 3-2-2 今後 40 年間の更新費用総額と単年度平均】

	40 年間の	単年度平均の
インフラ資産	更新費用総額	更新費用
	(億円)	(億円)
道路(町道)	332. 5	8. 3
橋梁	33. 6	0.8
上水道	89. 6	2. 2
下水道	150. 8	3.8
合計	606. 5	15. 1

【図 3-2-1 将来の更新費用推計 (インフラ資産)】

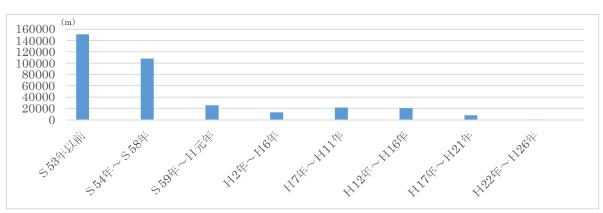


(1) 道路

本町が所有する道路(町道)は、460路線、総延長375,055mとなっております。

道路の年別設置状況を見ると、昭和 58 年以前に設置された道路が約 74%を占めている状況です。老朽化した道路は順次、改修・修繕等行っておりますが、道路の資産としての寿命は、構造や交通量による影響を受けるため、一様ではないものの、平成 27 年 1 月に総務省より示された「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」では、開始固定資産台帳作成時の道路の耐用年数が 50 年と示されていることからも、今後 40 年間の間に大規模な改修工事を行うことが必要になります。

固定資産台帳をもとに耐用年数 50 年として、今後 40 年間の更新費用総額を推計すると約 332.5 億円になることが予想されます。

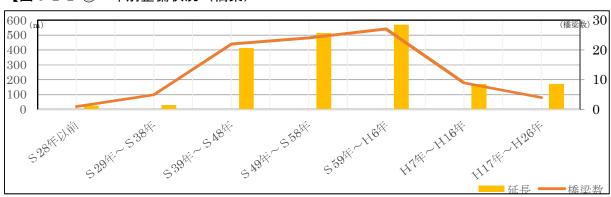


【図 3-2-2-① 年別設置状況(道路)】

(2) 橋梁

本町にある橋梁は148橋あり、その多くが昭和39年から平成6年の間に集中的に整備されています。

今後、橋りょうの老朽化による安全性の低下及び将来の大幅な更新費用の増加が予測されるため、より計画的な橋りょうの維持管理を行い、限られた財源の中で効率的に橋りょうを維持していくための取り組みが不可欠となります。



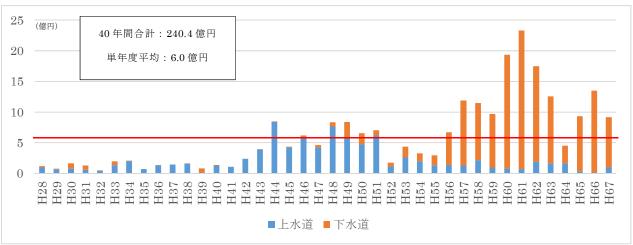
【図 3-2-2-② 年別整備状況(橋梁)

(3)上下水道

本町では現在、207,178mの上水道管と228,000mの下水道管を所有しており、上水道の普 及率 (=給水人口/総人口) は95.1%、下水道の普及率は95.9%の状況です。

上下水道管の整備についても前述の道路、橋梁と同じく普及の時代から更新布設替えの時 代に突入しています。

また、東日本大震災を経て、水道管路の耐震化の必要性が強まる中、上下水道の管路等を 法定耐用年数で更新するとした場合、今後 40 年間での更新費用総額は、上水道が約 89.6 億 円、下水道が 150.8 億円、合計で約 240.4 億円必要になることが予想されます。

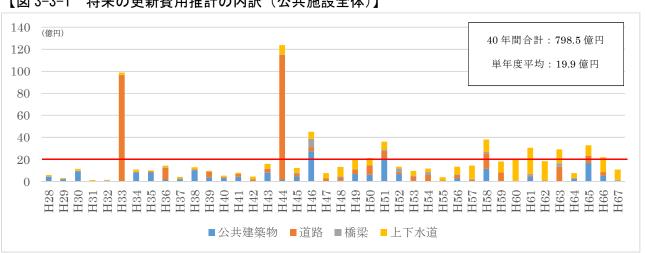


【図 3-2-2-③ 将来の更新費用推計の内訳(上下水道)】

3. 公共施設全体

公共建築物とインフラ資産を含めた公共施設全体の今後 40 年間の更新費用総額は約 798.5 億円、単年度平均では19.9億円となることが予想されます。

これは本町の平成 27 年度決算における公共施設全体の投資的経費が約 4.4 億円であるの に対して約4.5倍の金額を捻出していく必要があることになります。



【図 3-3-1 将来の更新費用推計の内訳(公共施設全体)】

第4章 人口推移と将来負担コスト

1. 公共建築物

前章で記載したとおり、本町の公共建築物の延床面積は約 17.7 万㎡で、町民一人当たり 10.47 ㎡を保有しています。

過去5年間の公共建築物に係る投資的経費を町民一人当たりに換算すると6,415円となり ます。

現在の保有面積を今後も維持する場合、人口減少の影響を加味すると、今後40年間の町民 一人当たりの公共建築物に係る投資的経費は 32.152 円と現在の 5.0 倍の負担となる計算に なります。

一方、現在の投資的経費を今後も維持した場合は、更新できる延床面積は3.5万㎡まで減 少することとなり、5分の4の施設が更新できなくなる計算となります。

公共施設のうち、学校教育系施設の占める延床面積の割合は26.3%であり、学校の延床面 積が約4.5万㎡ですので、多くの公共建築物を統廃合しなければならないことになります。

出生数の減少等により児童・生徒数の減少は必至ではありますが、次代を担う子どもたち の育成のためにも資産管理を適切に行い、効率的な財政運営を実施していく必要があります。

2. インフラ資産

インフラ資産においても、町民一人当たりの更新費用は増加する傾向となります。これま で整備したインフラ資産の維持更新だけを行うとしても、一人当たりの年間負担額は、道路 については 14,351 円から 55,596 円に、橋梁では 2,569 円から 5,358 円の増額が必要となり ます。

上下水道では、これまで布設してきた管の更新が訪れるため、2,619円から40,190円にま で更新費用の増額が必要となります。

そのため、平成28年度に作成した「大山町水道事業基本計画」に基づき、より計画的・効 率的な水道施設の整備・更新を図っていく必要があります。

【表 4-1-1 町民一人当たりの投資的経費負担の比較】						
		過去 5 年	間の実績平均	今後 40 年	間の推計平均	
人口		16, 889 人		14, 929 人注1		倍率
		単年平均		単年平均		(B) /(A)
			1人あたり(A)		1人あたり(B)	
	公共建築物	1.1億円	6, 415 円	4.8億円	32, 152 円	5. 0
机次 价级弗	道路	2.4億円	14, 351 円	8.3億円	55, 596 円	3. 9
投資的経費	橋梁	0.4億円	2, 569 円	0.8億円	5, 358 円	2. 1
	上下水道	0.4億円	2,619円	6.0億円	40, 190 円	15. 3
合計		4.4億円	25, 954 円	19.9 億円	133, 296 円	5. 1

注1 今後40年間の人口平均として将来予想人口である平成47年の14,929人を利用。

第5章 公共施設マネジメントに関する基本的な方針

1. 取組体制

(1)計画期間

平成28年度から平成57年度までの30年間を計画実施期間とします。

ただし、計画実施期間内であっても適宜計画内容の見直しを行うものとします。

(2)計画の実施概要

公共施設マネジメントの実施にあたっては、固定資産台帳を整備することで総資産量を把握し、資産全体を一元管理できる固定資産台帳管理システムを導入することで、全庁的な取組を推進し、進捗管理を行うとともに方針の改定や目標の見直しを行います。

なお、公共施設マネジメントの実施においては、専門的な検証が重要であるため、高い技術を持った職員を継続的に養成し、より効果的な手法の検討や管理方法の見直しを実施できる体制を構築していきます。

(3)職員の意識改革

公共施設マネジメントを推進していくには、職員が新たな視点と改革への意識を持って取 組んでいく必要があります。

また、公共建築物やインフラ資産等、資産が老朽化している現状や公共施設マネジメントの意義などを十分に理解し、経営的感覚を持った継続管理や総量の適正化を行っていくとともに、町民に今後も安心で快適な生活環境や住民サービスを継続して提供していくことを目標に、全職員一丸となって日々の創意工夫を実践していくことが重要です。

そのために、継続的な研修や啓発活動を行い、公共施設マネジメントのあり方やコスト意識の向上といった職員意識の改革に努めていくものとします。

(4) 財政との連携

効果的かつ効率的な公共施設マネジメントを実施していくためには、財政措置が必要不可欠であり、予算編成部署との連携ができて初めて実現できることになります。

そのため、公共施設マネジメントの導入により、新たに必要となる経費については、全体の予算を踏まえながら国の地方財政対策(公共施設等の老朽化に係る地方財政措置)等を最大限活用し、その確保に努めることとします。

また、予算配分において、公共施設等総合管理計画に基づいた中長期的なコスト減少につながる事業については、積極的に予算措置に向け取組んでいくことを検討していきます。

2. 公共施設マネジメントの実施方針

(1) アセットマネジメントの推進

アセットマネジメント^②の推進をより実効性のあるものとするため、施設の維持管理を担当している各部署と公共マネジメントの専門組織とが連携することで、以下の方針を実行していくこととします。

公共建築物

①方向性の検討

学校教育施設、町営住宅といった施設の種別ごとに各施設の利用度、減価償却費等の現金 支出を伴わないコストを含めた維持管理コスト、老朽化度合い等を分析するとともに、人口 減少による住民ニーズの変化を勘案したうえで、各施設種別の長期的な整備の方向性を示し ます。

②「施設カルテ」の作成

個別施設ごとに利用率、維持管理コスト、老朽化度合い等の施設情報を記載した「施設カルテ」を作成し、施設評価における基本データとして活用するとともに、情報の一元化・見える化を図ります。

③施設評価の実施

定量評価	作成した施設カルテについて、利用率、維持管理コスト、老朽化度と
	いった定量的な情報にもとづき、評価を行います。
	定量評価の結果をもとに、施設種別ごとに示す方向性を踏まえ、町域
定性評価	内の配置状況や設置の経緯などの定性的な情報を加えた評価を行い
	ます。
総合評価	定性評価の結果をもとに、住民意志を反映した評価を行います。

総合評価結果については「継続」、「集約化」、「複合化」、「転用」、「廃止」の5区分とし、結果に応じて次ページの「アセットマネジメント取組方針」の方向性で検討していくこととします。

4個別施設評価にもとづく実行

継続、集約化、複合化、転用、廃止といった評価結果にもとづき、中長期的な個別施設計画を策定し、計画に基づいた取組を実行していきます。

② アセットマネジメント:公共サービスの最適化を達成するため、現在ある資産を適正に評価し、それを将来に渡って安全かつ快適に維持するとともに、限られた財源等の資源を有効に活用しながら、適切なサービスを提供していくためのマネジメント手法。

【アセットマネジメントの取組方針】

継続	施設の長寿命化や維持管理コストの更なる縮減を目指して計画的な施
种企 初 定	設管理を実施する。
集約化	既に本町が所有している同種の施設との統合を行い、一体の施設として
未利し	整備する。
右合ル	既に本町が所有している異なる種類の施設との統合を行い、両方の機能
複合化	を有した複合施設を整備する。
転用	施設の改修は実施し、他の公共機能を有した施設として利用する。
廃止	施設の廃止を行い、建物解体、跡地の売却を行うことで将来的な更新費
<i>1</i> 94 II.	用の縮減・他施設の更新費用の捻出を図る。

アセットマネジメント取組方針にもとづいた総資産量の適正化を目指し、公共建築物の総延床面積の縮減を目指します。

本町における町民一人当たりの延床面積は第3章で示したとおり、10.47 ㎡と全国平均の約3.25 倍であるため、全国平均を目標とすると約69%の縮減が必要となります。

これは、現在の公共建築物の約7割を縮減するということになり、適切な住民サービスの 提供が困難になる可能性があることから、適正な目標設定であるとは考えられません。

そこで、本町は先進技術の積極的な活用や、施設の長寿命化の徹底、維持管理コストの更なる縮減等を合わせて実施していくことで30年後の20%縮減を目標とします。

インフラ資産

①方向性の検討

固定資産台帳の整備を通じて道路、橋梁、上下水道、公園といった施設種別ごとの整備状況や老朽化度合い等から、今後の維持管理に関する方向性を検討します。

②現状把握

定期的な点検を行うことにより、施設の劣化状況等を把握し評価するとともに保有データの蓄積、精緻化を行います。

③計画的修繕の実施

現状把握にもとづいた短中期の修繕計画を策定し、実施します。

④取組の見直し

施設の状況、財政状況等を総合的に勘案し、維持管理に関する方向性の見直しを行うとともに目標を再設定し実行します。

(2) 長寿命化の推進

公共建築物

- 〇長期的な修繕計画の策定や日々の点検等の強化など計画的な維持管理を推進することにより、施設を安全に長持ちさせるとともに、施設別のライフサイクルコストを把握、管理することで、その削減に努めます。
- 〇施設の長寿命化により立替え更新時期を分散させることで、歳出予算の平準化を図ります。

インフラ資産

- 〇道路、橋梁、上下水道、公園といった施設種別ごとの特性や施設の重要性を考慮した計 画的な維持管理を行います。
- ○対症療法型による修繕ではなく、予防保全型による修繕を計画的に実施していくことで、 長寿命化を推進し、修繕費用の縮減に努めます。

(3) 民間活力の導入

サービスの提供や公共施設の維持管理・運営について、民間施設の利用や民間事業者のノウハウの活用など民間活力の導入により、より効果的かつ効率的に行えないか検討していきます。

3. 協働の推進

(1) 隣接市町との協働

〇隣接市町との公共施設の相互利用や共同運用、サービス連携、役割分担等により効率化 を図ります。

(2) 住民との協働

- 〇公共施設を用いたサービスの提供について、住民と行政の相互理解や共通認識の形成な ど、協働の推進に向けた環境整備を行います。
- 〇公共施設における行政サービスの有効性をはじめ、維持管理の成果や利活用状況に関する情報等を住民に積極的に発信していきます。

4. 地方公会計制度への取組

従来の官庁会計では、現金の支出を記録することを目的とした単年度会計、単式簿記会計であったため、公共施設の建設から解体までに必要となる建設費、維持修繕費、解体費のほか、人件費などの施設の管理運営にかかる費用を含めたライフサイクルコストの把握が困難であり、減価償却費^④などの非現金支出についても資産の状況に反映されないという課題がありました。

そこで、本町は公共施設マネジメントを行っていくにあたり、地方公会計制度への取組を 積極的に推進することで、保有する公共施設の状況や、公共施設を用いた行政サービスの提供にかかるコストを正確に把握し、適切な管理を行っていくことを目指します。

<地方公会計制度の概要>

- 〇民間企業会計の考え方に近い、発生主義・複式簿記による財務書類(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)を作成する。
- 〇財政状態の正確な把握のため、固定資産台帳の整備を行う。
- 〇平成 27 年 1 月に公表された「統一的な基準」による財務書類を平成 29 年度までに作成し、 公表する。

5. フォローアップの実施方針

PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルを活用し、進捗管理や計画の見直しを行い、継続的な取組を実施します。

④ 減価償却費:固定資産の老朽化による価値の減少を各会計年度の費用として換算した金額。